



4 都計第 282 号  
令和 5 年 3 月 28 日

関係団体各位

愛媛県土木部道路都市局都市計画課長  
(公 印 省 略)

「都市計画法に基づく開発許可制度の手引き」の改訂について（通知）

平素より本県の開発許可制度に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
このたび、開発許可を申請する方等のため本県が公開している「都市計画法に基づく開発許可制度の手引き」について、令和 5 年 4 月 1 日から下記のとおり改訂することとしましたので、お知らせします。

また、このことについて、貴管下会員等の関係する方々へも周知いただきますよう、お願い申し上げます。

記

(1) 主な改訂箇所

第 2 章 2-22 他の法律との関係

第 4 章 4-1 立地基準

4-2 都市計画法第 34 条第 14 号の愛媛県運用基準

(2) 改訂概要

・運用基準第 8 号「市街化調整区域となった時点ですでに宅地であった土地に建築する住宅等」3 判断基準 (2) イについては、土地登記事項証明書上の地目が線引き時に宅地であることを、登記日により判断します。

・法 34 条 14 号について、基準に該当する場合は、洪水浸水被害に対する安全上及び避難上の対策を講じていただきます。

※上記 2 点については、令和 5 年 10 月 1 日から適用。

・その他、所要の改正

(3) その他

これまでどおり、県ホームページ（下記 URL 参照）にて、最新版の手引きを PDF 形式により掲載いたします。

<http://www.pref.ehime.jp/h40800/2643/kaihatu/tebiki/tebiki-main.html>

愛媛県 土木部 道路都市局  
都市計画課 宅地開発審査係  
(担当) 立川・宮崎

TEL (089) 912-2742

FAX (089) 912-2734



4松（建指）第731号  
令和5年3月31日

関係団体各位

松山市役所 都市整備部  
建築指導課長 眞鍋 大蔵

「開発許可申請の手引き」の改訂について（通知）

平素より本市の開発許可行政に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
このたび、本市が公開している「開発許可申請の手引き」について、令和5年4月1日から下記のとおり改訂することとしましたので、お知らせします。  
また、このことについて、貴管下会員等の関係する方々へも周知いただきますよう、お願い申し上げます。

記

（1）主な改訂箇所

- ・ 第Ⅰ編 開発許可制度の内容  
第1章 開発許可制度  
19. 開発審査会
- ・ 第Ⅱ編 開発許可技術基準  
第2章 公共・公益的施設等

（2）改訂概要

- ・ 開発審査会包括承認基準の対象について、「指定幹線沿線の土地における建築物」を追加します。
- ・ 技術基準（主に排水施設）について、管理担当課の技術基準に更新。
- ・ その他、所要の改正

（3）その他

本手引きについては、市ホームページにて、最新版のデータを掲載いたします。

松山市 都市整備部  
建築指導課 開発許可担当  
（担当）井上・玉井  
TEL (089)948-6507  
FAX (089)934-0640